

第 6 6 号議案

芦屋公園有料公園施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

1 管理を行わせる施設

名 称 芦屋公園有料公園施設

所在地 芦屋市松浜町 4 番 4 号

2 指定管理者

名 称 芦屋ローンテニス・双葉連合事業体

所在地 芦屋市精道町 1 番 1 6 号

代表者 一般社団法人 芦屋国際ローンテニスクラブ

代表理事 田邊 哲

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

芦屋公園有料公園施設の指定管理者の候補者の選定経過について

1 募集について

- (1) 周 知 方 法 「広報あしや」6月号及び芦屋市ホームページ等
- (2) 募集要項配布期間 令和8年5月29日から令和8年6月29日まで
- (3) 現 地 説 明 会 令和8年6月11日
- (4) 申 請 受 付 期 間 令和8年5月29日から令和8年6月29日まで
- (5) 申 請 団 体 芦屋ローンテニス・双葉連合事業体
(50音順) 株式会社COSPAウエルネス

2 選定について

- (1) 指定管理者選定・評価委員会（芦屋公園有料公園施設）の設置
委 員 長 石井 隆之 RSM清和監査法人 公認会計士
副委員長 青野 桃子 大阪成蹊大学経営学部 講師
委 員 宮地 重充 芦屋西宮市民法律事務所 弁護士
委 員 伊丹 康二 武庫川女子大学生活環境学部 教授
委 員 京田 弘幸 一般社団法人関西テニス協会 副理事長
- (2) 委員会の開催
第1回（令和8年5月18日）募集要項及び業務仕様書について説明、選定基準及び審査要領について協議及び決定
第2回（令和8年7月13日）書類審査並びに面接審査の実施方法について協議及び決定
第3回（令和8年7月29日）書類審査及び面接審査並びに候補者の選定

3 選定基準について

66－34頁「芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準」のとおり

4 選定方法について

上記選定基準に基づき、法人から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い、選定した。

(1) 第一次選考（書類審査）

施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、提出された申請書類により選考し、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とすることとした。

ア 指定期間中修繕積立金の提案合計額5,000万円未満の法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

(2) 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、「芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準」に基づいて採点し、指定管理者の候補者を選定した。

5 審査結果（1,000点満点）

芦屋ローンテニス・双葉連合事業体 766点（候補者）

株式会社COSP A ウエルネス 739点（次点候補者）

募集要項

1 指定管理者の募集について

芦屋公園有料公園施設（庭球場、会議室及び駐車場）について、施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市都市公園条例（昭和40年条例第13号）第15条第1項の規定により、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 業務概要

(1) 芦屋公園有料公園施設の概要

ア 所在地及び施設概要

(ア) 所在地

- a 地番 芦屋市松浜町56番
- b 住所 芦屋市松浜町4番4号

(イ) 面積

- a 敷地面積 8,817.36㎡
- b 庭球场面積 7,258.21㎡
- c 建物他（駐車場等含む） 1,559.15㎡
- d 延床面積 410.56㎡
- e 建築面積 408.09㎡

(ウ) 主な施設

- a 庭球場 10面
- b 管理施設 1棟
- c 駐車場 28台

(エ) 図面（募集要項末尾に添付）

- a 施設 配置図
- b 管理棟 平面図
- c 管理箇所 位置図

イ 供用日時

(イ) 供用日時

施設名	供用日	供用時間
庭球場	1月5日～12月27日	午前9時から午後9時まで
会議室	1月5日～12月27日	午前9時から午後9時まで
駐車場	1月1日～12月31日	午前0時から～午後12時まで

(イ) 供用日時の変更

供用日時は、市長の承認により変更することができます。応募に当たっては現在の供用日時を維持することを必要条件としますが、それ以外の提案（時間延長等）も可能です。

ウ 芦屋公園有料公園施設の利用料金

条例で定めている使用料は下記のとおりです。指定管理者は当該使用料等に代えて、市長の承認を得て利用料金を定めるものとします。なお、利用料金については、指定管理者の創意工夫により、条例で定める料金を上限として、割引料金、季節料金等の設定などもできますので、ご提案ください。ただし、その設定により事業を実施する場合は、事前に市長の承認を得る必要があります。また、条例改正により使用料を変更した場合は、利用料金の変更について、別途協議するものとします。（仕様書に記載のあるものを除く。）

募集要項

(ア) 芦屋公園有料公園施設を利用する場合の利用料金

施設名	区分	利用料金	超過料金
庭球場	専用	平日 1時間 1,520円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)1,520円
		日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 2,030円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)2,030円
会議室	専用	1時間500円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)500円
駐車場	一般	30分までごとに100円(庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

(イ) 庭球場の付属設備を利用する場合

設備の種類	利用料金	超過料金
庭球場照明	1時間500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき500円 (1時間未満は1時間とする。)

(ウ) 駐車場以外の利用料金の減免

項目	減免割合
市が主催して事業又は行事を行うとき。	3割
市立学校園が全校行事を行うとき	3割
市が育成する公共的団体が設立目的遂行のための事業又は行事を行うとき。	3割
その他市長が特に必要と認めるとき。	3割

(エ) 駐車場の利用料金の減免

項目	減免割合
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が駐車場を利用するとき。ただし、当該駐車場を設置する都市公園の有料公園施設を利用する場合に限る。	10割
その他市長が特に必要と認めるとき。	10割

(2) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを施設利用者に提供するとともに、管理運営費の節減を図ることを期待しています。

ア 基本方針

芦屋公園有料公園施設は市民のスポーツ活動や憩いの場として親しまれています。一方、駐車場部分は常時開放施設であることに加え、庭球場は住宅地と近接しているため、利用者や近隣住民の声を大切にしながら、施設の特性に合わせた管理運営を行ってください。

イ 維持管理方針

施設や設備については、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行ってください。

募集要項

植栽管理については、原則、仕様書を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行ってください。

ウ 芦屋公園有料公園施設の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは取り入れてください。

芦屋公園有料公園施設利用の活性化を図るため、運営面において、市民参加・市民協働の実現と諸活動の育成・支援に努めてください。

エ 法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

次の法令等を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行ってください。

- (ア) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- (イ) 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- (ウ) 最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (エ) 芦屋市都市公園条例、芦屋市都市公園条例施行規則、芦屋公園有料公園施設の管理運営に関する要綱
- (オ) 個人情報保護に関する法律
- (カ) 関係税法（法人税、事業所税、所得税等）
- (キ) 芦屋市都市景観条例等
- (ク) 芦屋市暴力団排除条例、芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (ケ) その他関係する法令等

オ 職員の雇用

現在、同施設を管理している団体の職員の雇用の確保についても可能な限りご協力ください。雇用条件については、指定管理者の規定によるものとします。

3 業務内容

(1) 業務内容

指定管理者は以下の業務を行うこととします。

ア 施設全般の管理運営に関する業務

- (ア) 施設の経営マネジメント業務
- (イ) 施設の総務・経理業務
- (ウ) 施設の集客促進業務
- (エ) 防火管理
- (オ) 備品の管理
- (カ) 事業報告書の作成及び提出
- (キ) 業務日誌の作成及び月報の提出

イ 芦屋公園有料公園施設の管理運営に伴う業務

- (ア) 受付及び案内
- (イ) 利用料金の徴収
- (ウ) 利用者の誘導、整理及び安全確保
- (エ) 傷病者等の救護措置、状況報告等
- (オ) 利用状況の集計及び報告
- (カ) 備品の管理
- (キ) インターネット予約システム

芦屋公園有料公園施設窓口で会場使用のための利用登録をし、かつインターネット利用登録し

募集要項

た団体は、利用申込み内容と当該施設の利用状況の確認ができます。

指定管理者はシステム管理会社と調整を行い、利用者サービスの維持に努めてください。なお、調整の相手方が変更となった場合は、適宜市から案内します。

なお、インターネット予約システムの維持管理に必要な経費を負担していただきます。

ウ 建物及び附属設備の維持管理業務

(ア) 運転監視及び保安業務

各施設を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施してください。

(イ) 清掃等

常に施設の環境を良好に保ってください。

(ウ) 建物の維持管理

常に建物を良好に維持してください。

(エ) 設備・機械等の保守点検

必要に応じ、設備・機械等の保守点検を実施してください。

(オ) 駐車場の管理

路上駐車などの注意の呼びかけ及び混雑時には整理・誘導を行ってください。

(カ) 消耗品の補充等

施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。

エ その他の業務

(ア) 第2期スポーツ推進実施計画の政策目標に基づいた業務

本市のスポーツ推進実施計画の政策目標である3つの目標－①“するスポーツ”の推進、②“みるスポーツ”の推進、③“ささえるスポーツ”の推進－に基づき、スポーツの推進・啓発に関する施設を活用した事業や施策を、指定管理者の経費負担により実施してください。

オ 施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業等）

(ア) 庭球場および会議室の集客促進及び利用率向上を図るため、施設を活用した事業を、指定管理者の経費負担により実施してください。提案にあたっては、具体的かつ実現可能性の高い内容や独創性の高い内容、また新しい視点での取組について積極的に提案してください。

(イ) 施設を活用した事業の企画・運営に当たっては、地域住民や市民との協働事業を積極的に実施してください。ただし、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動は禁止です。

(ウ) 事業の実施に当たっては、施設の設置目的に合致し、かつ本来の業務の実施を妨げない範囲において、事業計画を事前に市に提出し承認を得たうえで、管理者の責任にて行ってください。

(エ) 自主事業に係る参加費を参加者より徴収する場合は、これを指定管理者の収入とします。

(オ) 自動販売機の設置は、芦屋公園有料公園施設の指定場所のみとします。なお、販売収入はスポーツの推進及び啓発に係る費用に充当してください。別途、使用料を徴収します。

(カ) 売店を出店する場合は、市の許可が必要です。別途、使用料を徴収します。

カ 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を市長宛に提出するほか、管理運営の状況について毎月、市に報告しなければなりません。

キ 市等の主催等の行事に関する事業

芦屋公園有料公園施設を使用した市等の主催の行事の受け入れ及び運営に協力をしてください。

募集要項

4 応募資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、法人格の有無は問いません。ただし、個人は対象となりません。

(1) 単独の法人等で申請する場合

兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件の全てに該当しなければなりません。

ア 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出していること。

イ 連合体構成法人等のいずれも上記(1)の条件を満たすこと。

(3) 複数応募の禁止

ア 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることができません。

イ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることができません。

(4) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準じるもの。

ウ 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者（以下「暴力団等」という。）又は指定管理者としてふさわしくない者

エ 法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税のいずれかを滞納している者

オ 本市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを本施設の現指定期間内に受けた者

カ 本市、国や県等の公的機関による許認可取り消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者

キ 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟であって、申請者の過失又は不正行為を原因とするものが係属中又は過去3年以内に敗訴している者

(5) 連合体構成法人等の構成員の変更

連合体で応募する場合、代表する法人等及び連合体構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、連合体の協定書のほか、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

(6) 申請する法人等（連合体の一部を含む）が、指定期間中に合併、その他の事由により法人等の名称、形態が変更となることがあらかじめ見込まれる場合には、必要に応じ追加の書類の提出を求めます。

5 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、資料ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入してください。また、様式2は必ずページ番号を記載してください。別紙「選定基準」の審査項目及び審査基準における掲載事項順を参考にしながら分かりやすく記載してください。不明瞭な場合は記載されていないものと見なします。応募書類の内、括弧書きによりページ数制限を付している書類については、フォントサイズを10.5以上に設定し、必ずページ数上限を守ってください。なお、提出部数は正本1部、副本5部（副は複写でも可）及び応募書類の「ワードまたはPDFデータ（パスワードを設定してください）」の入ったCD等を提出していただきます。提出の際に、パスワードをお伝えください。

募集要項

ア 芦屋公園有料公園施設指定管理者指定申請書（様式1）

連合体応募の場合は構成団体表及び連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）※代表者の権限や構成団体の役割分担及び責任分担等を明記してください。

イ 芦屋公園有料公園施設事業計画書（様式2）

- (ア) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (イ) 管理運営に当たっての基本方針（6ページ以内）
- (ウ) 管理体制（3ページ以内）

日常の管理体制（常駐者）が分かるように記載してください。（非常駐者は、その旨を明示してください。）

- (エ) 芦屋公園有料公園施設の維持管理（4ページ以内）
- (オ) 芦屋公園有料公園施設運営の取組・自主事業案（6ページ以内）
- (カ) 収支計画
- (キ) 人件費及び損害保険料内訳

※管理運営費、人件費及び損害保険料内訳は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの期間について、毎年度の経費で算出してください。また、管理運営費については、5か年総額についても記入してください。

ウ 指定管理者の申請に係る誓約書（様式3）

エ 添付書類

- (ア) 定款、寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
- (イ) 法人登記簿謄本、印鑑証明書（法人のみ）
- (ウ) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書
- (エ) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書
- (オ) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、法定監査を受けた場合の監査報告書）
- (カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- (キ) 事業実績等の概要が分かるもの
- (ク) 代表者履歴、役員名簿
- (ケ) 障害者雇用状況報告書（障害者雇用促進法第43条第7項により提出が義務付けられている企業又は団体のみ）
- (コ) その他本市が必要と認めた書類等

連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等について、上記の添付書類を提出してください。

(2) 募集要項の配布

募集要項を令和8年5月29日（金）から6月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。）配布します。または、市ホームページからダウンロードしてください。

ア 配布場所 企画部国際文化推進室スポーツ推進課

〒659-0072 芦屋市川西町15-3 シンコースポーツ体育館・青少年センター3階

イ 配布時間 午前9時から午後5時30分まで（12時から12時45分を除く。）

(3) 現地説明会

令和8年6月11日（木）午前10時から芦屋公園有料公園施設内会議室で現地説明会を開催します。参加を希望される場合は、令和8年6月8日（月）までに、スポーツ推進課にお申込みください。または、申込書をEメールにて スポーツ推進課代表アドレス（sport@city.ashiya.lg.jp）まで送信

募集要項

してください。

※応募を予定される申請者については、現地説明会への参加を原則とします。やむを得ず現地説明会に参加できない場合は、応募書類提出までに、スポーツ推進課で応募要項に関する説明を受けて頂くようお願いします。

(4) 応募書類の受付

応募書類は令和8年5月29日（金）から6月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。）受付します。

ア 受付場所 企画部国際文化推進室スポーツ推進課

〒659-0072 芦屋市川西町15-3 シンコースポーツ体育館・青少年センター3階

イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（12時から12時45分を除く。）

ウ 応募書類等は必ず持参してください。

エ 応募に要する経費については、申請者の負担とします。

オ 本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。

カ 提出された書類は、これを加筆、修正、差し替え、又は撤回することはできません。

キ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。

ク 申請書類の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(5) 質問及び質問に対する回答

ア 質問の方法

質問の要旨を簡潔にまとめ、芦屋公園有料公園施設指定管理者募集要項に関する質問書（様式4）を電子メールで送信してください。

イ 質問の受付期間

令和8年5月29日（金）から6月12日（金）午後5時30分まで受付します。

ウ 質問の受付

〒659-0072 芦屋市川西町15-3 シンコースポーツ体育館・青少年センター3階
芦屋市企画部国際文化推進室スポーツ推進課

電子メールアドレス：sport@city.ashiya.lg.jp

エ 質問に対する回答の方法

市ホームページに回答を記載します。最終回答は令和8年6月19日（金）までに行います。

なお、質問内容が法人等独自の提案に係ると本市で判断されるものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外については事前に希望された方全てに回答します。

6 指定管理候補者選定の基準等

(1) 選定方法

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定・評価委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。審査は、WEB 会議システムを利用する場合があります。選定・評価委員会の開催要旨、審査過程の概要（選定方法、応募団体名等）、選定基準はホームページ等で公表します。

(2) 面接審査

書類審査の結果、面接審査を実施します。面接を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3) 選定基準

選定・評価委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定します。

募集要項

ア 芦屋公園有料公園施設管理運営に当たっての基本方針

- (ア) 芦屋公園有料公園施設の管理運営を行うに当たっての基本方針について
- (イ) 団体の理念及び運営方針について
- (ロ) 団体の業務推進能力について

イ 管理体制

- (ア) 職員配置体制について
- (イ) 緊急時の対応について
- (ロ) 個人情報保護の措置について

ウ 施設の維持管理

- (ア) 施設管理の基本事項について
- (イ) 庭球場の安全対策について
- (ロ) 庭球場の維持管理について

エ 運営の取組

- (ア) 管理の質・利用者サービスの向上の取組について
- (イ) 市民参加・市民協働への取組について
- (ロ) 集客促進及び利用率向上を目的とした事業や施策について
- (ハ) 市の第2期スポーツ推進実施計画の政策目標に基づいた事業や施策について
- (ニ) 自主事業への取組について

オ 収支計画

- (ア) 収支計画の提案に工夫が見られるか
- (イ) 収支計画の積算の根拠が明確かつ適正になっているか
- (ロ) 適正な人件費になっているか
- (ハ) 適正な損害保険加入になっているか
- (ニ) 修繕積立金としての貢献度

修繕積立金は、指定期間中合計額が5,000万円以上の提案とします。

(4) 選定結果

応募された法人等（連合体を含む。）に、文書で選定結果を通知します。応募された法人等については、法人等名、審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定理由及び評価をホームページ等で公表します。

(5) 選定後の提出書類

指定管理者の候補者については役員等が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書、役員名簿（様式6）、法令遵守誓約書（様式7）及び利用料金承認申請書（様式8）を協定締結前までに提出してください。連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等分を提出してください。

7 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定管理者の候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

市議会の議決を得られないとき、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定管理者の候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、市は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て

募集要項

指定管理者として指定する場合があります。

なお、指定管理者の候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(3) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

※ただし、この期間は市議会での議決により確定します。

(4) 収支計画

必要な管理運営費について、応募者は事業計画書に提案額を記載してください。提案額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で協議を行い、協定を締結します。

ア 負担区分

芦屋公園有料公園施設の管理運営に必要な経費は、市が別途措置する修繕費及び備品購入費以外については、全て指定管理者の負担となります。

なお、芦屋公園有料公園施設の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となります。

区分	詳細内容
人件費	従業員給料、社会保険料等
修繕費	施設・設備の修繕等
光熱水費	電気、ガス及び上下水道使用料
設備保守等	消防設備、電気設備、簡易専用水道設備、空調設備、制御設備等の保守点検、法定点検手数料等
清掃・植栽・点検等	清掃、植栽・花壇育成管理、巡回点検等
事務局費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、消耗品費、事務機器リース料等
一般管理費	本部（本社）経費
自主事業支出	自主事業の実施に係る費用（事業ごとに分ける）
目的外使用支出	目的外使用の実施に係る費用（使用ごとに分ける）
その他	スポーツ用品、保険料、公課費等、備品購入費

イ 管理口座

経費は、法人等自身の口座とは別に指定管理業務専用口座を設けて行ってください。

ウ 修繕積立金の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に納入してください。

(5) 有料施設の利用料金

有料施設の利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

また、指定管理者となった法人等は、芦屋市と利用料金額の設定等に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金額を決定します。

8 スケジュール

募集の開始： 令和8年5月29日（金）

募集要項等配布期間： 令和8年5月29日（金）～6月29日（月）

現地説明会： 令和8年6月11日（木）

質問事項の受付期間： 令和8年5月29日（金）～6月12日（金）

質問の回答： 令和8年6月19日（金）まで

募集要項

応募書類受付期間： 令和8年5月29日（金）～6月29日（月）

募集の終了： 令和8年6月29日（月）

選定結果の公表、応募者への通知： 令和8年8月上旬

市議会における議決： 令和8年9月中旬

指定管理者の指定(告示)： 令和8年10月中旬

協定の締結： 令和9年3月

業務引継ぎ： 令和9年3月

管理の開始： 令和9年4月1日

9 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合については失格とし、審査の対象から除外します。

また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

エ その他不正行為があった場合

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は芦屋市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、公表することがあります。企業秘密等については、市が決定して秘匿します。なお、指定管理者を指定する議案資料には、原則として、全ての応募された法人等の事業計画書を掲載します。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

(4) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(5) 応募時に既に団体名称等のほか、合併その他の事由による団体の形態・性格等の変更の予定がある場合は、必ず事業計画等に記載すること。

例：「株式会社〇〇」（新社名 △△株式会社 令和●年●月●日に商号変更予定）

10 指定管理者制度に関する留意点

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度ごとに次年度の年次事業計画書を次年度の開始1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。また、年次事業計画書に記載された講習会、イベントなどについては、個別事業計画書を、実施日（募集開始日を含む。）の1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。

(2) 管理状況の確認調査及び評価

市は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について随時又は定期的な確認調査を行うとともに年度終了後の事後評価を実施します。指定管理者は、毎月 monthly に月次報告書、年度終了後に事業報告書を提出するものとし、確認調査及び事後評価に協力していただきます。また、指定期間中に第三者による評価

募集要項

を実施します。

なお、調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類等を対象とします。評価結果については、市が別に定める様式によりホームページ等で公表します。

(3) 経営状況の確認

経営の健全性を証するため、指定管理者が会社法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後3か月以内に市に提出するものとし、確認調査に協力していただきます。

(4) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者等の意見及び要望を把握するため、市と協議した様式により継続的に、利用者等を対象としてアンケート調査を実施することとします。また、調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めるものとします。また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告していただきます。

(5) 指定の取消し等

指定管理者の候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないと認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、指定期間中に暴力団等の介入が認められたとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがあります。この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(6) 芦屋公園有料公園施設において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することになります。

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

(7) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。詳細は仕様書別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を参照ください。

(8) 情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

また、市から芦屋公園有料公園施設に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めるものとします。

(9) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規程（平成19年訓令甲第6号）に基づき、適正に管理・保存するものとします。

(10) 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成16年法律122号）により、通報・相談窓口の設置内部規程の整備を行う必要があります。

(11) 使用許可等

募集要項

指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、芦屋市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、当該処分について、行政事件訴訟法第11条第2項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

(12) 防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第3条に規定する管理責任者を置き、要綱の規定に基づきその管理を行うための必要な措置を講ずるものとします。

(13) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなる芦屋公園有料公園施設について、法人市民税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度採用の有無）により行うこととなります。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。事前に必ず確認するなどして注意願います。（詳しくは市課税課固定資産税係（0797-38-2017）まで相談してください。）なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(14) 避難所等

芦屋公園有料公園施設は、地震、大火災などの災害時には、災害対策の用途に使用する用地を提供（一時利用）していただきます。また、災害発生の状況により、適切に対応できるよう指定管理者は適切な体制を整備していただきます。（別途防災協定を協議の上締結していただきます。）

(15) 施設の維持管理費の縮減に係る積極的な提案

指定管理者は、施設の維持管理費の縮減に係る事項について、市に積極的に提案してください。

(16) ネーミングライツ導入時等の協力

市がネーミングライツ等の維持管理費の確保に係る制度を導入する場合は、協力してください。

(17) 芦屋市情報セキュリティ実施手順の遵守

指定管理者が、業務上本市が導入するシステムを利用する必要がある場合は、『芦屋市情報セキュリティ実施手順（利用者編）要約版』を遵守してください。

1 1 問合せ先

〒659-0072

芦屋市川西町15番3号

シンコースポーツ体育館・青少年センター3階

芦屋市企画部国際文化推進室スポーツ推進課

Tel (0797)22-7910 Fax(0797)22-1633 e-mail sport@city.ashiya.lg.jp

募集要項

※ 令和4年度から令和8年度までの収支状況

<参考>

芦屋公園有料公園施設収支状況（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（金額：円）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算額)
(収入)					
指定管理料	0	0	0	0	0
利用料金収入	16,566,880	14,719,720	14,142,410	14,833,110	14,109,200
（うち駐車場収入）	2,706,000	2,640,000	2,631,120	2,640,000	2,640,000
自主事業収入	36,776,115	35,623,385	35,630,430	37,009,756	37,253,460
目的外収入	993,327	797,951	700,205	695,070	725,500
その他収入	415	16,414	21,488	42,672	0
計	54,336,737	51,157,470	50,494,533	52,580,608	52,088,160

（金額：円）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算額)
(支出)					
人件費	17,839,369	19,570,253	18,847,239	19,736,390	20,442,000
業務費	2,653,411	2,582,094	2,220,521	1,830,129	2,265,000
管理費	1,310,772	835,627	1,053,074	1,215,720	1,066,000
委託費（警備業務）	198,000	198,000	204,600	213,840	214,000
光熱水費	2,939,149	2,542,228	2,951,248	2,962,742	2,953,000
その他経費	2,259,969	1,824,624	1,441,465	1,240,319	1,484,100
自主事業費	7,222,541	7,355,848	7,972,463	8,691,819	8,952,880
目的外支出	248,377	150,377	77,076	77,076	77,000
修繕積立金	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
計	48,671,588	49,059,051	48,767,686	49,968,035	51,453,980

募集要項

<参考>

令和4年度～令和7年度 芦屋公園有料公園施設利用状況・稼働率

区分	年度	全体の 供用 区分数	実際の 使用区分数	うち 本来事業 区分数	うち 自主事業 区分数	全体の稼働率 (自主事業を 含む)	使用区分 のうちの 自主事業 割合
昼間	R4	15,281	13,187.5	4,443	8,744.5	86.3%	66.3%
	R5	15,240	12,866.5	4,129	8,737.5	84.4%	67.9%
	R6	15,459.5	12,832.5	3,972	8,860.5	83.0%	69.0%
	R7	15,176	12,781	4,081	8,700	84.2%	68.1%
ナイター	R4	983	783.5	636.5	147	79.7%	18.8%
	R5	946.5	626	487	139	66.1%	22.2%
	R6	1,022	682.5	527.5	155	66.8%	22.7%
	R7	1,088.5	804.5	640.5	164	73.9%	20.4%
会議室	R4	2,078	401	239	162	19.3%	40.4%
	R5	2,082	397	238	159	19.1%	40.1%
	R6	2,072	407	236	171	19.6%	42.0%
	R7	2,049	421	232	189	20.5%	44.9%

※天候不良等で使用できない日等は全体の供用区分数から除外

※1区分2時間

<参考>

令和4年度 芦屋公園有料公園施設利用料金収入状況

単位：日

単位：区分

月	開館日数	テニスコート（昼間）		テニスコート（夜間）		会議室	
		利用	減免	利用	減免	利用	減免
4月	30	543.0	211.0	38.5	0.0	34.0	0.0
5月	31	434.0	51.0	41.5	0.0	15.0	0.0
6月	29	582.0	324.0	36.0	0.0	51.0	0.0
7月	31	349.0	22.0	46.0	0.0	25.0	0.0
8月	31	307.5	0.0	44.0	0.0	10.0	0.0
9月	30	335.0	94.0	44.5	0.0	12.0	0.0
10月	31	334.0	24.0	71.0	0.0	14.0	0.0
11月	30	296.5	21.0	74.5	0.0	16.0	0.0
12月	28	308.0	6.0	57.5	0.0	9.0	0.0
1月	29	305.0	4.0	55.5	0.0	16.0	0.0
2月	28	275.5	6.0	59.5	0.0	13.0	0.0
3月	31	373.5	44.0	68.0	0.0	24.0	0.0
合計	359	4,443.00	807.0	636.5	0.0	239.0	0.0

募集要項

<参考>

令和5年度 芦屋公園有料公園施設利用料金収入状況

単位：日

単位：区分

月	開館日数	テニスコート（昼間）		テニスコート（夜間）		会議室	
		利用	減免	利用	減免	利用	減免
4月	30	552.5	290.0	30.0	1.0	64.0	2.0
5月	31	345.5	2.0	34.0	0.0	9.0	2.0
6月	29	520.0	314.0	32.0	0.0	53.0	2.0
7月	31	316.0	22.0	31.0	0.0	17.0	2.0
8月	31	275.5	0.0	34.0	0.0	8.0	0.0
9月	30	323.0	82.0	31.5	0.0	10.0	2.0
10月	31	324.0	14.0	51.5	0.0	21.0	4.0
11月	30	318.5	40.0	60.0	0.0	12.0	2.0
12月	28	290.0	6.0	49.0	0.0	9.0	2.0
1月	29	303.5	4.0	44.5	0.0	14.0	2.0
2月	29	260.0	6.0	39.0	0.0	13.0	2.0
3月	31	300.5	6.0	50.5	0.0	8.0	2.0
合計	360	4,129.0	786.0	487.0	1.0	238.0	24.0

<参考>

令和6年度 芦屋公園有料公園施設利用料金収入状況

単位：日

単位：区分

月	開館日数	テニスコート（昼間）		テニスコート（夜間）		会議室	
		利用	減免	利用	減免	利用	減免
4月	30	547.5	310.0	20.5	0.0	43.0	0.0
5月	31	325.5	2.0	30.0	0.0	10.0	0.0
6月	29	524.5	300.0	25.0	2.0	51.0	0.0
7月	31	275.5	20.0	33.5	0.0	6.0	0.0
8月	31	245.0	0.0	28.0	0.0	8.0	0.0
9月	30	293.0	78.0	60.5	2.0	18.0	0.0
10月	31	288.5	26.0	57.0	0.0	22.0	0.0
11月	30	287.0	32.0	59.5	0.0	27.0	0.0
12月	28	264.0	6.0	58.0	0.0	9.0	0.0
1月	29	275.0	6.0	55.5	0.0	16.0	0.0
2月	28	273.5	6.0	49.0	0.0	11.0	0.0
3月	31	373.0	48.0	51.0	0.0	15.0	0.0
合計	359	3,972.0	834.0	527.5	4.0	236.0	0.0

募集要項

<参考>

令和7年度 芦屋公園有料公園施設利用料金収入状況

単位：日

単位：区分

月	開館日数	テニスコート（昼間）		テニスコート（夜間）		会議室	
		利用	減免	利用	減免	利用	減免
4月	30	522	279	70	4	50	0
5月	30	347	0	35	0	15	0
6月	30	514	288	28	4	42	0
7月	31	265.5	8	37	0	19	0
8月	31	292	0	37.5	0	6	0
9月	30	294.5	74	70	2	11	0
10月	31	304	51	64	1	9	0
11月	29	302.5	8	58.5	0	8	0
12月	29	288.5	6	64	0	8	0
1月	29	319	8	52.5	0	20	0
2月	28	280.5	6	60.5	0	31	0
3月	31	351.5	6	63.5	0	13	0
合計	359	4,081	734	640.5	11	232	0

6 指定管理者が行う業務

(1) 施設利用の許可等

ア 施設の入館許可等

指定管理者は、施設の利用の許可権を有し、施設の目的に沿った利用を利用者に確認するとともに、利用基準に基づいて利用の公平と平等を確保するものとする。

イ 利用申請の受付及び利用許可等

会議室、庭球場及び庭球場照明の利用許可については、都市公園条例、同施行規則及び芦屋公園有料公園施設要綱のとおり取り扱うものとする。

(ア) 予約・受付業務（インターネットでの取り扱いも含む）

- a 都市公園条例施行規則第7条第1項、第2項並びに第9条第1項に基づき予約・受付業務を行うこと。
- b 予約に関して問い合わせを受けた場合は、芦屋公園有料公園施設要綱第2条及び第3条等を併せて説明すること。
- c 都市公園条例第9条の4（有料公園施設の使用許可の制限）、また、その旨を説明すること。
- d 施設の運用状況に変更がある場合は、別途指示する。

(イ) 使用の変更受付

使用日の1週間（前週の同曜日）までに限り、使用日等の変更を受け付けること。

(ウ) 雨天等、天候が不良な場合は、指定管理者が施設利用の可否を判断すること。

ウ 利用料金

指定管理者は当該使用料等に代えて、市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。利用料金については、指定管理者の創意工夫により、条例で定める料金を上限として、割引料金、季節料金等の設定なども可能となる。

また、消費税及び地方税にかかる税率の変更に伴い、市が条例で定める使用料を変更した場合、指定管理者は変更後の額を基に利用料金等を定めること。

エ 利用料金徴収業務

- (ア) 徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (イ) 利用料金徴収時に使用者に領収書を交付すること。
- (ウ) 帳簿を用いて利用料金収入を整理すること。

オ 利用料金の減免

都市公園条例施行規則第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することがある。詳しくは都市公園条例、同施行規則、芦屋公園有料公園施設要綱及び、その他別途市が定める要綱・要領を参照のこと。

カ 利用料金の変更に伴う市への納付

芦屋市都市公園条例改正に伴い利用料金を増額した場合、指定管理者は、改定日以降の利用に係る増額分の一部を、利用料金調整金として市に納付すること。なお、事業年度の翌年度4月末日までに利用料金調整金積算根拠（様式不問）を市に提出し、市作成の納付書により、5月末日までに市に納付すること。

※ 利用料金調整金は、改定日以降の各年度末までの利用者数に改定前後の利用料金の差額を乗じ、その額に2分の1を乗じて得た額とする。

キ 入場制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させず、また、入場者を退場させることができる。ただし、身体障がい者が利用する場合において、原則として身体障がい者補助犬を同伴することを拒否しないこと。

- (ア) 泥酔者
- (イ) 感染症の疾患であると認められる者
- (ウ) 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- (エ) 他人に不快感を与える恐れのある者
- (オ) この施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合
- (カ) その他、都市公園条例、同施行規則、芦屋公園有料公園施設要綱及び別途市が定める要綱・要領等のとおり

ク 路上生活者に対する措置

路上生活者が起居の場所として使用し、一般の芦屋公園有料公園施設利用者の適正な利用が妨げられている場合は市こども福祉部福祉室生活援護課と協力して必要な措置をとること。

(2) 施設利用にあたってのサービス、指導等

ア サービスに関すること

- (ア) 施設利用の案内業務（電話対応含む。）
- (イ) 負傷者、急病人の対応
- (ウ) 台風や大雨、大雪、震災等の自然災害時における避難誘導等の対応
- (エ) 年少者、高齢者、障がいのある人等への配慮
- (オ) その他敷地内施設における対応

イ 指導等に関すること

- (ア) 使用後の清掃などの軽整備は利用者自身に行ってもらふ旨等、利用者への使用上の注意を説明すること。
- (イ) 付属設備、備品等について、利用者が円滑に利用できるよう必要な指導、助言等を行うこと。

ウ トラブル対応に関すること

- (ア) 重要事項や指定管理者への要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理し、

速やかに市に報告すること。

(イ) 盗難事故及び事件の防止措置をとること。

エ 拾得物・残置物の処理に関すること

(ア) 拾得物は拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。

(イ) 施設内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては処分すること。

(ウ) 廃棄したものかどうか疑わしい場合は14日間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後所有者が不明の場合に処分すること。

(3) 日常業務

ア 始業及び終了点検など、利用者が常に快適に利用できるように、施設及び設備に係る日常の業務を行うこと。

イ 防犯上、終了時の施錠は施設建物全体を確認し、鍵等を適正に管理をすること。

ウ 利用者に対し、ごみ持ち帰りの周知徹底など、衛生環境の確保に努めること。
施設内で発生したごみは分別収集し、事業系ごみハンドブックを基に処理すること。（一時多量ごみ、樹木選定ごみ及び粗大ごみ等含む。）

エ 消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立会いの上、必要な是正措置を講じること。

オ 1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した業務日誌を作成し、月報としてまとめたものを翌月15日までに市へ提出すること。

カ 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。

(4) 組織体制及び人員配置等

ア 本業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 専任の総括責任者を1名配置すること。また、運営時間中においては1名以上の責任者を常駐すること。

ウ 施設の管理運営に必要な知識及び技能を有する者を配置すること。

エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望にこたえられるものにする。

オ 職員の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、必要な知識と技能の習得に努めること。

カ 事故や災害時などに迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる緊急対応体制を確立すること。特に災害時においては、モバイル端末を利用したシステムの確立等、電気等が使用できなくなるケースを十分に想定しておくこと。

(5) 駐車場に関すること

ア 指定管理者として運営する期間は、都市公園条例の当施設附帯駐車場の通年 24 時間運用化及び料金体系に基づいて運営すること。ただし、料金については、指定管理者の創意工夫により、条例及び施行規則で定める料金を上限として、新たな料金の設定なども提案できるものとする。

イ 駐車料金の円滑な徴収のため、精算機のつり銭管理を適正に行うとともに、駐車場発券機を合わせて、機器の故障やトラブル等については、24 時間対応し、早急に処理することとする。駐車場運営については、駐車場運営事業者への一部委託も可能とする。

ウ 施設の敷地内の駐車場を指定管理者が通勤用として使用することはできない。

(6) その他施設の管理に関すること

ア 市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

イ 消耗機材等の購入、各種契約、光熱水費・通信運搬費・テレビ受信料等の支払いなどすべての事務を行うこと。管理運営上必要となる光熱水費等は原則指定管理者の負担となる。

ウ 施設の管理に当たっては、省エネルギー、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境に配慮した効率的・効果的な運営を行うこと。また、芦屋市環境計画等に基づき、市が施設のエネルギー使用量等の情報を求めるときは協力すること。

エ 指定管理者としての業務に関する経理は、団体等の通常の経理に使用する口座とは別に専用口座を設け、管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分すること。

オ 防火管理者の選任が必要な場合は、指定管理者の従事者の中から防火管理者を選任し、消防計画を所管消防署に提出すること。

カ 注意報・警報等が発令された場合の対応

(ア) 荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定又は収納を行うこと。

(イ) 荒天後は施設を巡視し、災害の有無を点検し、重大な事故がある場合は速やかに市に報告を行うとともに 2 次被害を引き起こさないよう処置を行うこと。

(ウ) 光化学スモッグ注意報や熱中症警戒アラート等が発令した場合は、施設内アナウンス放送により施設利用者に警告するとともにその旨を掲示し、適宜対応すること。

(エ) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合、「気候変動適応法」第 21 条に基づき、極端な高温の発生時に暑さをしのぐことのできる指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定された場合には、適正な運営に協力する

こと。

キ 芦屋公園有料公園施設外周の境界杭や不法占用の有無などの状況を把握し、異常があった場合は随時、市に報告すること。

ク 喫煙場所は設けないこと。

ケ 施設内では指定管理業務以外の団体等の業務を行わないこと。

7 維持管理

利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく利用できるように常にこれらを適正な状態を維持すること。

施設の安全管理を行うにあたり、指定管理者は、適切な方法で施設の点検を実施し、「芦屋市公共施設維持管理マニュアル（抜粋版）」を基に、点検の記録及び対応チェックリストを作成し、市に報告すること。また、問題があれば迅速かつ的確に処理し、市に報告すること。（下記が例示項目）

対象設備・項目	想定事故	管理内容・実施頻度
給水施設	水のにごり・漏水	点検（年1回）
給湯設備	故障	点検（年1回）
電気設備	漏電	点検（年3回）
空調設備	故障	点検（年3回）
自動ドア	開閉不調	点検（年3回）
ガス設備	ガス漏れ	点検（年4回）
放送設備（スピーカー）	機器不良	点検（年1回）
通信設備（インターホン）	機器不良	点検（年1回）
消火器等消防用設備	有効期限切れ・設置場所表示の不備	定期点検（年2回） ※消防法に基づく点検等
その他必要に応じた設備機器		随時

(1) 修繕について

施設及び設備に危険箇所・破損箇所等がないか、定期的に点検すること。不具合を発見した場合は、直ちに市へ報告するとともに、利用を一時停止又は応急処置をする等、劣化や損傷部分、性能又は機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕・改善の措置をとること。

なお、修繕費が1件あたり60万円（消費税等を含む。）以上の修繕は市と協議を行うものとする。60万円（消費税等を含む。）未満の修繕は指定管理者が負担する。また、指定管理者は、巡回点検等による建物の不具合箇所の状況の度合いを適切に記録しておくとともに、市担当者等が次年度以降の修繕等に係る予算要求を行なう際には協力すること。

(2) 庭球場

ア 日常的に開場前に行う業務として、本体及び附帯施設の点検及び清掃を行うこと。

イ 随時行う業務として、除草、散水、道具の手入れ等を行うこと。

(3) 駐車場

ア 日常的に行う業務として、車止め等施設の点検や車や利用者に接触する恐れのある支障枝の剪定（指定管理範囲に入ってきた枝含む）を行い、良好な状態を保つこと。

イ 利用者が多数訪れる時期は、周辺道路に違法駐車が発生し易く、近隣住民だけでなく他の利用者への迷惑となるので、当駐車場への利用を促すような対策を講じること。

ウ 消防本部（昼間）及び消防団（夜間）が訓練を行うときは、都市公園条例施行規則第13条第1項第2号のイに定める、市長が特に必要と認める場合に該当し、駐車場使用料は無料の取扱いをすること。

(4) 管理棟（トイレ含む。）

ごみやほこり、汚れ等が無く、消耗品も欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持すること。また、施設ごとの状況により日常清掃（毎日）と床ワックスがけ等の定期清掃（年1回）を適宜組み合わせて実施すること。施設内のトイレについては、便器、洗面所等の洗浄、汚物類の収集処理、床面拭き掃き、壁面及び鏡面の雑巾がけ、トイレットペーパー及び洗浄剤の補充等、利用者が快適に利用できるように適切に行うこと。

(5) 倉庫

ア 適宜、資材・機材の整理整頓を行うこと。

イ 機材の使用後は洗浄清掃を行うとともに定期的に注油、オイル交換等のメンテナンス整備を行うこと。

ウ 燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理・補充すること。

エ 施設利用者が不用意に立ち入らないよう門扉は常時閉とする。

(6) 屋外施設（庭球場、駐車場、垣根、近隣の道路等）

屋外施設については次の業務を行うこと。

ア 落葉時期は舗装路や施設周辺を中心に日常的に清掃を行うこと。

イ 日常的に施設内の巡視点検、清掃（ごみ拾い等）を行うこと。

ウ 植込み地等の除草を年2回以上行うこと。

エ 低木の刈込みを適時行うこと。（年1回以上）

オ 植栽地における病虫害の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。業務計画書に散布時期、使用薬品、散布方法を記載し、市の承諾を得ること。薬品の選定、散布方法等については関係法令を遵守し適切な計画を立てること。また、散布の際は付近に利用者がいないか等の安全確認に留意すること。雨天を避ける

- など効果的な噴霧方法をとること。(サクラ：1回／年、その他：病害虫発生時)
- カ 枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去すること。
- キ 照明灯の不点、電気機械施設の故障は速やかに修繕すること。
- ク 各種サイン、案内板などについては、表面の汚れをふき取るなどの清掃を月1回行うこと。
- ケ ベンチ、テーブル、手すりの清掃については、ふき掃除を毎日随時行い、利用に支障をきたすような汚れがある場合は、その都度清掃を行うものとする。
- コ 施設内、駐車場内の落ち葉、ゴミ等の清掃は毎日随時行うこと。また、日常の巡回の際にも、ごみを認めた場合は回収すること。

(7) 備品

- ア 備品の点検を定期的（2回／年）に行い、良好な状態を保つこと。また、不具合が生じた場合は、随時補修すること。什器・備品等の修繕費については指定管理者の負担とする。
- イ 貸与備品が経年劣化や破損等に伴い買い換え等の措置が必要となったときは、市に備品の状態等について報告し、30万円（消費税等を含む。）未満の備品については、指定管理者が購入・負担することとする。30万円（消費税等を含む。）以上の備品が必要となった場合は、あらかじめ市と協議を行うものとする。
- ウ 備品の廃棄等の移動が生じた場合は、市に報告すること。
- エ 利用料金等の範囲内で購入した備品は、原則市に帰属すべきものとし、市に報告すること。
- オ 自己の所有する備品を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に記載すること。
- カ 指定期間の満了又は指定の取消しにより管理を終了したときは、持ち込んだ備品を直ちに自己の負担において撤去すること。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。
- キ 備品台帳及び持込備品管理簿と備品を整理照合し、年1回市に報告すること。
- ク 机、椅子等の備品貸出しについて使用者から申請があった場合は、立会の上数量等を確認した後に、貸出すこと。（貸出し先としては、原則施設内とする）

(8) 巡視・点検

原則として毎日随時行うものとする。常駐者を配置し、目視及び点検により、設備等の安全確認を行うこと。

(9) 指定管理者の標記

維持管理業務の遂行に関して団体名を表示する場合は、「施設名（指定管理者：〇〇〇〇）」と標記すること。施設等が指定管理者により管理・運営されていることを利用者に周知するため、施設内や案内やパンフレット等に指定管理者名等を次のように表示すること。

	市指定の事業	自主事業
事業に係る 広報等の標記 【※主催等の標記が必要な場合】	芦屋公園有料公園施設 (指定管理者：〇〇〇〇) 【※主催：芦屋市又は芦屋公園有料公 園施設】	芦屋公園有料公園施設 (指定管理者：〇〇〇〇) 【※主催：芦屋公園有料公園施設、〇〇 〇〇】 【芦屋市名は不可】

＊標記例

芦屋市が設置した芦屋公園有料公園施設は、指定管理者である〇〇〇〇が管理運営を行っています。
連絡先 芦屋公園有料公園施設（指定管理者：〇〇〇〇） 電話番号 〇〇-〇〇〇〇

8 指定管理者が行う事業等

指定管理者は、都市公園条例第15条に規定する事業を企画し実施することとする。

(1) 芦屋公園有料公園施設に関する情報の収集及び提供に関すること

- ア 情報コーナーの管理・活用
- イ 施設パンフレット等の作成・配布
- ウ 施設ホームページ等の作成及び運営

(2) 利用相談に関すること

窓口での対面相談、電話相談、インターネットメールによる相談などの方法によるものとする。

(3) 第2期芦屋市スポーツ推進実施計画に基づいた事業の実施に関すること

3つの政策目標に対して、具体的な事業内容を事業計画書にて提案すること。

- ア 子ども、成人、高齢者、障がい者など分野ごとの「“するスポーツ”の推進」事業
- イ 環境・文化・施設の充実やアスリートとの連携等の「“みるスポーツ”の推進」事業
- ウ 指導者・ボランティアの発掘や学校・地域連携等の「“ささえるスポーツ”の推進」事業

ただし、事業の実施にあたっては、現状の利用状況を踏まえて、既存の市民のスポーツ活動を阻害しない提案とすること。

(4) 企業、行政、大学及びNPO 団体等と協働して、企業の社会貢献活動やNPO との協働事業の推進を図ることを目的とした事業を実施すること。(年1回以上)

(5) 施設の提供に関すること

指定管理者は、利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービスの向上に努め、利用人数・利用件数の増加に努めること。

9 自主事業等

(1) 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本来の業務の実施を妨げない範囲において、事前に事業計画を提出し、市の承認を得たうえで、管理者の責任にて自主事業を行う。なお、自主事業に要する経費は指定管理者の負担とし、事業で得た収入は指定管理者の収入とする。また、自主事業を実施するために必要な許可等の手続き及び関係機関との協議は、指定管理者が行うこと。ただし、自主事業の実施については、現状の利用状況を踏まえて、既存の市民のスポーツ活動を阻害しない提案とすること。

(2) 施設の設置目的外の事業に関すること

指定管理者は、自動販売機、売店の設置等、施設の設置目的外の使用をするときは、あらかじめ市に申請を行い、許可を受けること。また、指定場所のみとし、別途、市に使用料を支払うこと。

(3) その他の事業に関すること

指定管理者は、施設の設置の目的に即し庭球場および会議室の集客促進及び利用率向上を目的とした事業を行うことができる。なお、料金及び事業内容等については、市と協議した上で、事前に事業計画を提出すること。

1.1 指定管理者と芦屋市の責任分担

指定期間内における責任分担については下表を基本として対応するものとする。

項目	指定管理者	芦屋市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
広報	◎	○ 市広報関係
施設の管理運営	◎	
管理棟、倉庫等の物品管理	◎	
芦屋公園有料公園施設の法的管理 (占有・行為許可)	○ 書類受付・交付事務に限る	◎
苦情対応	◎	○ 管理運営に係る事項以外 市政への意見等
事故対応	◎	
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
不可抗力に伴う減収及び経費	◎	○

	事業履行不能による減収及び不可抗力事由に伴う右記以外の経費	施設設備等の修復のための経費
1件60万円未満(税込)の修繕	◎	
1件60万円以上(税込)の修繕・改修等		◎
賠償責任(指定管理者に帰責事由があるもの)	◎	
賠償責任(市に帰責事由があるもの)		◎
金利変動に伴う経費の増	◎	
物価変動に伴う経費の増	◎	
施設の管理運営に影響を及ぼす税制・法令等の変更		◎

※ 表中「◎」は主たる責任分担を示し、「○」は説明書き部分について責任を負うこととする。なお、本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、協議事項とする。

(1) 災害発生時

災害時には、災害対策の用途に使用する用地を提供(一時利用)すること。

また、災害発生の状況により、芦屋市災害対策本部の指示に基づき、施設を長期に使用する可能性があるため、適切に対応できるよう指定管理者は体制を整備すること。

(2) 損害賠償・損害保険

指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。施設において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には被害者の救済、保護などの応急措置を講じる他、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処し、直ちにその旨を市に報告すること。

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、下記の保険に加入すること。

ア 施設賠償責任保険(指定管理者特約条項付き)

イ 第三者賠償保険

(3) 不可抗力による休業補償

市は、指定管理者に対して不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの)による休業補償は行わない。

(4) 運営リスク

市は、施設及び機器の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等事故による臨時休業等に伴う補償は行わない。

(5) 消費税及び地方消費税の税率変更に係る見直し

消費税及び地方税にかかる税率の変更に伴い、市が条例で定める使用料を変更した場合、指定管理者は変更後の額を基に利用料金等を定めるものとする。

施設指定管理者応募法人概要

申請法人 1		芦屋ローンテニス・双葉連合事業体
代 表 者		一般社団法人 芦屋国際ローンテニスクラブ
法人 ①	法人等名称	一般社団法人 芦屋国際ローンテニスクラブ
	住 所	兵庫県芦屋市精道町 1 番 1 6 号
	代表者氏名	代表理事 田邊 哲
	役 員 数	1 3 名
	従業員数	1 1 名
法人 ②	法人等名称	株式会社 双葉化学商会
	住 所	兵庫県西宮市産所町 1 4 番 6 号
	代表者氏名	代表取締役 京藤 光江
	役 員 数	4 名
	従業員数	6 2 5 名

申請法人 2		株式会社 COSPA ウエルネス
法人	法人等名称	株式会社 COSPA ウエルネス
	住 所	大阪府中央区備後町三丁目 6 番 1 4 号
	代表者氏名	代表取締役 大友 康彰
	役 員 数	9 名
	従業員数	1, 8 9 2 名

審査要領

芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定審査要領

1 選定基準等

(1) 選定基準及び配点

別紙「芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準」のとおり。

(2) 配点の考え方

ア 各細目ごとに10点を配点するので、①管理運営に当たっての基本方針30点、②管理体制30点、③施設の維持管理30点、④運営の取組60点、⑤収支計画50点の計200点満点とする。

イ 審査項目の「4 運営の取組」における自主事業が芦屋公園有料公園施設の管理運営を行う指定管理者として最も重視すべきところであるため、細目（5）自主事業への取組について20点の配分とする。

ウ 審査項目の「5 収支計画」については、芦屋市の財政状況を踏まえたことから50点を配点する。細目を、提案に工夫が見られるか、積算が明確かつ適正になっているか、適正な人件費及び損害保険加入になっているか、並びに修繕積立金としての貢献度、に5分し各10点とする。

2 選考基準の根拠

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

3 選定の方法

(1) 第一次選考

施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の管理者としての最低条件として、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とする。

ア 指定期間中修繕積立金の提案合計額5,000万円未満の法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

※経営状態は、決算書の数値に明らかな問題がないかを審査する。

管理運営は、沿革・役員構成・組織図・業務分担等に明らかな問題がないかを審査する。

(2) 第二次選考

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準に基づいて指定管理者候補者を選定する。

選定結果は理由も明示する。また、基準点を満たした上で次点候補者を選定する。

4 採点の方法

(1) 選定・評価委員5人の審査点数の合計によるものとする。

候補者選定の要件として、選定基準の「1管理運営に当たっての基本方針、2管理体制、3施設の維持管理、4運営の取組、5収支計画」の審査項目ごとに100分の50以上かつ採点合計が総配点の100分の70以上を満たすこととし、これを下回った候補者は選定しないものとする。

同点の場合については、当該応募団体の最高点と最低点を除いた合計点数により指定管理者候補者を選定する。

(2) 別紙「芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準」に基づき審査する。

5 評点について

1項目につき10段階配点を基準とし、合格点の目安を満点の7割とし、下記の指標に基づき採点を行うものとする。

審査要領

(指標)

評価	配点 10 点の細目	配点 20 点の細目
非常に優れている	10	20
		19
優れている	9	18
		17
やや優れている	8	16
		15
水準に達している	7	14
		13
やや課題がある	6	12
		11
	5	10
		9
課題がある	4	8
		7
	3	6
		5
問題がある	2	4
		3
	1	2
		1
審査基準に示した内容に対して、該当する提案等がない	0	0

※常に整数値での採点とすること。

選定基準

芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準

審査項目及び審査基準	配点ウェイト	採点
1 管理運営に当たっての基本方針	30点	
(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について ・設置目的、特徴に合致した目標設定がされているか	(10点)	
(2) 団体の理念及び運営方針について ・管理運営にふさわしい理念及び運営方針を持っているか ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を行っているか	(10点)	
(3) 団体の業務遂行能力について ・業務を遂行できる安定的な財政基盤を有しているか ・業務を遂行できる適正な団体構成となっているか	(10点)	
2 管理体制	30点	
(1) 職員配置体制について ・管理責任者及び従業員は適正に配置されているか ・人材育成についての考え方が適正に示されているか ・実績・資格などを鑑みた統括責任者が配置されているか	(10点)	
(2) 緊急時の対応について ・事故発生時の対応が十分であるか ・災害発生時の対応が十分であるか	(10点)	
(3) 個人情報保護の措置について ・個人情報の保護について、十分な措置を講じているか	(10点)	
3 施設の維持管理	30点	
(1) 施設管理の基本事項について ・施設全体の維持管理についての基本的な考え方が明確に示されているか	(10点)	
(2) 庭球場の安全対策について ・庭球場の安全対策が具体的に示されているか ・庭球場内施設・用具等の安全な管理方法が具体的に示されているか ・安全管理に係る適切な知識を得るための研修等は十分であるか	(10点)	
(3) 庭球場の維持管理について ・庭球場の維持管理について具体的な計画を持っているか	(10点)	

選定基準

4 運営の取組	60点	
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について ・管理の質及び利用者サービスの向上について具体的な提案がなされているか ・利用者対応（接遇対応）の向上のための措置を講じているか ・自己評価についてどのように取り組んでいるか ・利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済を導入するか	(10点)	
(2) 市民参加及び市民協働への取組について ・市民参加促進、市民協働の具体的な取組が提案されているか	(10点)	
(3) 集客促進及び利用率向上を目的とした事業や施策について ・利用者掘り起こしに向けた対策が提案されているか ・広報活動、情報発信についての具体策があるか	(10点)	
(4) 本市の第2期スポーツ推進実施計画の政策目標に基づいた事業や施策について ・下記政策目標に応じた内容で、自主事業等で具体的かつ実現可能性の高い提案や独創性の高い提案がされているか ア 子ども、成人、高齢者、障がい者など分野ごとの「“するスポーツ”の推進」事業 イ 環境・文化・施設の充実やアスリートとの連携等の「“みるスポーツ”の推進」事業 ウ 指導者・ボランティアの発掘や学校・地域連携等の「“ささえるスポーツ”の推進」事業	(10点)	
(5) 自主事業への取組について ・自主事業について具体的かつ実現可能性と独創性が高く、また市民サービス向上に寄与するものか ・従来の視点とは異なった新しい提案がされているか ・現在の利用状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を阻害しない提案となっているか	(20点)	
5 収支計画 ※修繕積立金合計が5,000万円未満の場合は失格	50点	
(1) 収支計画の提案に工夫が見られるか	(10点)	
(2) 収支計画の積算の根拠が明確かつ適正になっているか	(10点)	
(3) 適正な人件費になっているか	(10点)	
(4) 適正な損害保険加入になっているか	(10点)	

選定基準

(5) 修繕積立金としての貢献度 ・参考表を基に採点する	(10点)	
合計点数	200点	

(参考) 5収支計画(5)適正な修繕積立金になっているかの配点

点数	提案額
失格	5,000万円未満
1	5,000万円以上～6,000万円未満
2	6,000万円以上～7,000万円未満
4	7,000万円以上～8,000万円未満
6	8,000万円以上～9,000万円未満
8	9,000万円以上～1億円未満
10	1億円以上

芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定 審査採点表

審査項目及び審査基準	配点	基準点	芦屋ローンテニス・双葉連合事業体							株式会社C O S P A ウエルネス						
			A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック	A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック
1 管理運営に当たっての基本方針	30点	75点	27点	21点	25点	27点	24点	124点	○	26点	21点	25点	23点	25点	120点	○
(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について	(10) 点		10	7	8	9	8			10	7	9	7	8		
(2) 団体の理念及び運営方針について	(10) 点		9	7	8	9	8			10	7	8	7	8		
(3) 団体の業務遂行能力について	(10) 点		8	7	9	9	8			6	7	8	9	9		
2 管理体制	30点	75点	21点	21点	24点	25点	24点	115点	○	23点	21点	24点	24点	24点	116点	○
(1) 職員配置体制について	(10) 点		7	7	8	9	8			8	7	8	8	8		
(2) 緊急時の対応について	(10) 点		7	7	8	8	8			8	7	8	8	8		
(3) 個人情報保護の措置について	(10) 点		7	7	8	8	8			7	7	8	8	8		
3 施設の維持管理	30点	75点	23点	21点	23点	23点	25点	115点	○	22点	21点	25点	25点	24点	117点	○
(1) 施設管理の基本事項について	(10) 点		7	7	7	8	9			7	7	9	8	8		
(2) 庭球場の安全対策について	(10) 点		8	7	8	8	8			7	7	8	8	8		
(3) 庭球場の維持管理について	(10) 点		8	7	8	7	8			8	7	8	9	8		
4 運営の取組	60点	150点	46点	45点	49点	51点	49点	240点	○	40点	42点	46点	45点	47点	220点	○
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について	(10) 点		8	7	8	9	8			8	7	7	7	8		
(2) 市民参加及び市民協働への取組について	(10) 点		8	7	9	9	9			7	7	7	7	7		
(3) 集客促進及び利用率向上を目的とした事業や施策について	(10) 点		7	7	8	7	8			6	7	8	9	8		
(4) 本市の第2期スポーツ推進実施計画の政策目標に基づいた事業や施策について	(10) 点		7	8	8	8	8			7	7	9	8	8		
(5) 自主事業への取組について	(20) 点		16	16	16	18	16			12	14	15	14	16		
5 収支計画	50点	125点	33点	32点	36点	34点	37点	172点	○	29点	32点	34点	35点	36点	166点	○
(1) 収支計画の提案に工夫が見られるか	(10) 点		7	7	8	8	8			6	7	7	8	8		
(2) 収支計画の積算の根拠が明確かつ適正になっているか	(10) 点		7	7	8	8	9			6	7	6	7	7		
(3) 適正な人件費になっているか	(10) 点		8	7	8	7	8			6	7	8	7	8		
(4) 適正な損害保険加入になっているか	(10) 点		7	7	8	7	8			7	7	9	9	9		
(5) 修繕積立金としての貢献度	(10) 点		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		
合計点数	200点		150点	140点	157点	160点	159点	766点		140点	137点	154点	152点	156点	739点	
総合計点数	1000点	700点	766点						○	739点						○

令和8年7月29日

芦屋市長 高 島 峻 輔 様

芦屋市指定管理者選定・評価委員会
委員長 石 井 隆 之

芦屋公園有料公園施設指定管理者の候補者の選定について（報告）

標記のことについて厳正に審査した結果、別紙のとおり選定したので報告します。

芦屋公園有料公園施設指定管理者の候補者の選定について

芦屋市指定管理者選定・評価委員会において審査した結果、下記のとおり選定する。

令和8年7月29日

委員長	石井 隆之
副委員長	青野 桃子
委員	京田 弘幸
委員	宮地 重充
委員	伊丹 康二

記

1 件 名 芦屋公園有料公園施設指定管理者の候補者

2 候補者名

(1) 所在地	芦屋市精道町1番16号
(2) 法人名	芦屋ローンテニス・双葉連合事業体
(3) 代表者名	一般社団法人 芦屋国際ローンテニスクラブ
	代表理事 田邊 哲

3 選定理由

芦屋公園有料公園施設指定管理者候補者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の766点（1,000点満点）の評価が得られたため。

なお、株式会社COSP A ウェルネスは基準点を満たしており次点候補者とする。